

A0101-15	高温の潤滑油の取扱いはガソリンと同様の注意を払え		
本文	高引火点である潤滑油であっても、高温の場合はガソリンと同等の危険性があり、安易に取り扱くと、着火爆発に至ることがある。十分注意して取り扱うこと。		
リスクの種類	火災	関連目次・章節	
理由(何故)	<ul style="list-style-type: none"> ・高引火点である潤滑油でも、温度が高くなれば爆発範囲に入り、着火源があれば火災となる。 ・劣化したものは分解した可燃性ガスを含むことがある。 ・高沸点高粘度のためパージが不十分になりがちで、機器配管に残ることがある。火気使用時は特に注意のこと。 <p>ガソリンなどより発火しにくいということで潤滑油を安易に取り扱っているケースが多々見られるが、高温になる場合はガソリンと同様に十分注意を払って取り扱うことが必要である。</p>		
方策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 潤滑油等高沸点のものはパージが不十分になりやすく、油膜、スラッジ、下部の溜まりなどが存在するので、火気使用する場合は十分確認し、処置しておくこと。 2) ガソリン、灯油と同様に危険がないよう取り扱うこと。 3) 潤滑油は定期的に分析し、正常の状態に保持すること。 4) 潤滑油への微量の可燃性ガスの混入に対して安全な処置を取ること 		
事故例	<p>①潤滑油配管の改造工事のため、スチーミング、換気後ガス溶断の火を当てたところ発煙した。下部エルボー付近でありパージ不十分であったか。(この種のトラブルは多い)</p> <p>②プロセスのガス圧縮機を停止し、漏れ防止のため圧縮機の軸シール用潤滑油系統は運転していたが、潤滑油タンクへの窒素吹き込みと潤滑油用加熱器は停止とした。数時間後、潤滑油タンクが爆発。これは加熱器停止で油温低下し、圧縮機からのガスの吸収量が増加し、タンク気相部が燃焼範囲となり、なんらかの原因で着火した。</p>		
法的参考事項	<p>消防法、危険物の規制に関する政令および規則 消防法別表第1 潤滑油(引火点 200～250℃): 第4石油類 ガソリン: 第1石油類</p>		
備考			